# 平成30年度

# 青森市急病センター運営審議会資料

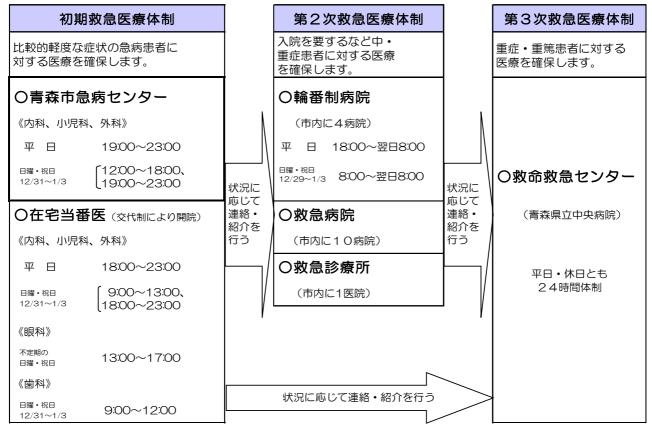
報	牛	事	項
TIM	$\vdash$	7	

(1)	青森市の救急医療体制の状況及び青森市急病センターの事業概要・・・	P 1
(2)	平成29年度青森市急病センターの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
(3)	平成29年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出決算・・・・	P 8
(4)	平成30年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出予算・・・・	P 9
(5)	庁舎建替えに伴う青森市急病センターの移転スケジュール等について	P 1 0
(参考資	料)	
	青森市急病センター条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 3
	青森市急病センター条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 5
	青森市急病センター運営審議会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1 7
(別添)		

移転後急病センター平面図

## (1) 青森市の救急医療体制の状況及び青森市急病センターの事業概要

■青森市の救急医療体制の中で青森市急病センターは、初期救急医療施設として初期救急医療体制の中心的役割を担っている。



- ※ 上記医療施設の問い合わせは救急病院紹介(消防本部O17-722-2211)で受け付けている。
- ※ 浪岡地区は市立浪岡病院(内科・外科 O172-62-3111)が救急患者を受け入れている。

### ■青森市急病センター

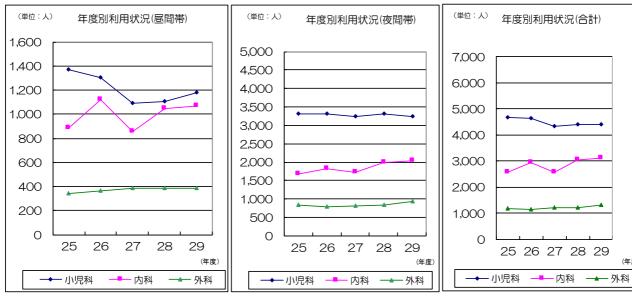
88700111	平日	19:00 ~ 23:00
開院時間	日曜・祝日・12/31~1/3	12:00 ~ 18:00, 19:00 ~ 23:00
診療科目	・ 小児科 ・19   ・ 外科 ・12	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
診療内容	・応急処置とし、往診・手術・・ 重症患者は状況に応じて、第	精密検査等は行わない。 2次・第3次救急医療施設へ転送する。
	•医 師 3名(ī	市医師会から派遣)
1日の	<ul><li>薬剤師 1名(ご)</li></ul>	ゴールデンウィーク及び年末年始の昼間については2名)
診療体制	•看護師(嘱託員) 2名(第	競員数5名)
	・事務員(嘱託員) 2名(B	戰員数5名)

(年度)

# (2) 平成29年度青森市急病センターの利用状況

### ①年度別利用状況

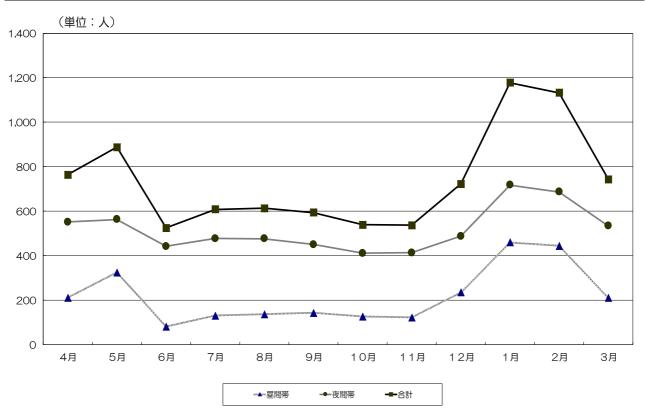
		区分	小児科	(人)	内 科	(人)	外 科	(人)	計()	<b>(</b> )	科目	引構成比	(%)
年度			受診者	1日 平均	受診者	1日 平均	受診者	1日 平均	受診者	1日 平均	小児科	内 科	外 科
	昼間帯	70日	1, 373	19. 6	885	12. 6	341	4. 9	2, 599	37. 1	52. 8	34. 1	13. 1
25	夜間帯	365⊟	3, 302	9. 0	1, 673	4. 6	834	2. 3	5, 809	15. 9	56.8	28. 8	14.4
	計		4, 675	12. 8	2, 558	7. 0	1, 175	3. 2	8, 408	23. 0	55. 6	30. 4	14. 0
	昼間帯	70日	1, 305	18. 6	1, 122	16.0	367	5. 2	2, 794	39. 9	46. 7	40. 2	13. 1
26	夜間帯	365⊟	3, 320	9. 1	1, 826	5. 0	779	2. 1	5, 925	16. 2	56. 0	30. 8	13. 1
	計		4, 625	12. 7	2, 948	8. 1	1, 146	3. 1	8, 719	23. 9	53. 0	33. 8	13. 1
	昼間帯	70日	1, 094	15. 6	854	12. 2	388	5. 5	2, 336	33. 4	46. 8	36. 6	16.6
27	夜間帯	366⊟	3, 234	8. 8	1, 733	4. 7	826	2. 3	5, 793	15. 8	55. 8	29. 9	14. 3
	計		4, 328	11. 8	2, 587	7. 1	1, 214	3. 3	8, 129	22. 2	53. 2	31.8	14. 9
	昼間帯	70日	1, 104	15. 8	1, 048	15. 0	386	5. 5	2, 538	36. 3	43. 5	41. 3	15. 2
28	夜間帯	366⊟	3, 313	9. 1	1, 993	5. 4	836	2. 3	6, 142	16.8	53. 9	32. 4	13. 6
	計		4, 417	12. 1	3, 041	8. 3	1, 222	3.3	8, 680	23. 7	50. 9	35. 0	14. 1
	昼間帯	68⊟	1, 176	17. 3	1, 071	15. 8	383	5. 6	2, 630	38. 7	44. 7	40. 7	14. 6
	夜間帯	365⊟	3, 241	8. 9	2, 041	5. 6	935	2. 6	6, 217	17. 0	52. 1	32. 8	15. 0
29	計		4, 417	12. 1	3, 112	8. 5	1, 318	3. 6	8, 847	24. 2	49. 9	35. 2	14. 9
	H28	8	0	人	71	人	96	人	167	人			
	年度		0.0	%	2. 3	%	7. 9	%	1.9	%			



※昼間帯は12:00~18:00、夜間帯は19:00~23:00の利用者数

# 報告事項

<u>②平原</u>	戊29	29年度月別利用状況																(単位	1:人)	
科			小児科	+			1	力 科	1				外科	+			Ê	à i	<u></u>	
月	昼間帯	夜間帯	āt	H28 実績	対H28 増減率 (%)	昼間帯	夜間帯	āt	H28 実績	対H28 増減率 (%)	昼間帯	夜間帯	āt	H28 実績	対H28 増減率 (%)	昼間帯	夜間帯	āt	H28 実績	対H28 増減率 (%)
4	88	286	374	407	▲ 8.1	62	174	236	302	▲ 21.9	62	92	154	78	97. 4	212	552	764	787	<b>▲</b> 2.9
5	164	297	461	442	4. 3	103	157	260	341	▲ 23.8	58	109	167	110	51.8	325	563	888	893	▲ 0.6
6	28	231	259	258	0. 4	29	121	150	124	21. 0	25	91	116	108	7. 4	82	443	525	490	7. 1
7	40	253	293	266	10. 2	60	106	166	171	▲ 2.9	31	119	150	127	18. 1	131	478	609	564	8. 0
8	50	262	312	315	▲ 1.0	49	123	172	175	▲ 1.7	38	92	130	122	6. 6	137	477	614	612	0. 3
9	52	260	312	358	<b>▲</b> 12.8	43	119	162	150	8. 0	48	72	120	121	▲ 0.8	143	451	594	629	▲ 5.6
10	42	220	262	356	▲ 26.4	58	106	164	174	▲ 5.7	27	86	113	91	24. 2	127	412	539	621	▲ 13.2
11	49	216	265	294	▲ 9.9	59	129	188	194	▲ 3.1	15	69	84	78	7.7	123	414	537	566	▲ 5.1
12	127	257	384	400	<b>4</b> .0	82	161	243	292	▲ 16.8	26	70	96	117	<b>▲</b> 17.9	235	488	723	809	▲ 10.6
1	193	332	525	434	21. 0	238	344	582	475	22. 5	29	42	71	127	<b>44</b> . 1	460	718	1, 178	1, 036	13. 7
2	255	365	620	520	19. 2	182	276	458	404	13. 4	8	46	54	64	▲ 15.6	445	687	1, 132	988	14. 6
3	88	262	350	367	<b>▲</b> 4.6	106	225	331	239	38. 5	16	47	63	79	▲ 20.3	210	534	744	685	8. 6
合計	1, 176	3, 241	4, 417	4, 417	0.0	1, 071	2, 041	3, 112	3, 041	2. 3	383	935	1, 318	1, 222	7. 9	2, 630	6, 217	8, 847	8, 680	1. 9
月平均	98. 0	270. 1	368. 1	368. 1		89. 3	170. 1	259. 3	253. 4		31. 9	77. 9	109.8	101. 8		219. 2	518. 1	737. 3	723. 3	X



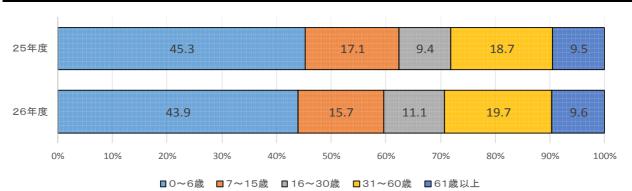
#### ③年度別移送患者状況

(単位:人)

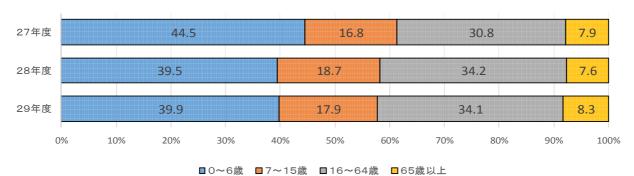
移送先年度	県立中央 病院 (輪番制)	市民病院(輪番制)	青森新都市 病院 (輪番制)	あおもり 協立病院 (輪番制)	その他の 病 • 医院	合	計
25	117	57	0	7	1		188
26	90	63	2	3	1		182
27	114	69	1	5	4		159
28	133	76	3	6	2		193
29	153	89	10	5	1		258

#### 4年齢別利用状況

年齢	0~6歳		7~15歳		16~	16~30歳		31~60歳		以上		
年度	受診者 (人)	比率 (%)	受診者(人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	受診者(人)	比率 (%)	受診者 (人)	比率 (%)	仙	計
25	3, 811	45. 3	1, 434	17. 1	793	9. 4	1, 570	18. 7	800	9. 5	8	3, 408
26	3, 825	43. 9	1, 372	15. 7	966	11. 1	1, 715	19. 7	841	9. 6	8	3, 719



年齢	0~	·6歳	7~1	5歳	16~	64歳	65歳以上			
年度	受診者 (人)	比率 (%)	仁	計						
27	3, 619	44. 5	1, 363	16.8	2, 507	30. 8	640	7. 9	8,	129
28	3, 430	39. 5	1, 626	18. 7	2, 963	34. 2	661	7. 6	8, 6	680
29	3, 526	39. 9	1, 586	17. 9	3, 005	34. 1	730	8. 3	8, 8	847



# ⑤医療保険別利用状況

(単位:人)

任	マド	社	 保	玉		<del></del> 保				(単位・人)
		+ 1			退	職	生保	後期 高齢者	自費	計
年度		本 人	家族	— 般	本 人	家族				
		<b>1, 439</b> (17. 1%)	<b>5,007</b> (59.6%)	<b>1, 422</b> (16. 9%)	<b>22</b> (0. 3%)	<b>12</b> (0. 1%)	137	332	37	0 400
25	計		<b>146</b> 7%)		<b>1, 456</b> (17. 3%)		(1. 6%)	(4. 0%)	(0. 4%)	8, 408
26		<b>1,667</b> (19.1%)	<b>5, 067</b> (58. 1%)	<b>1, 453</b> (16. 7%)	<b>19</b> (0. 2%)	<b>7</b> (0. 1%)	121	355	30	8, 719
26	計		<b>734</b> 2%)		<b>1,479</b> (17.0%)		(1. 4%)	(4. 1%)	(0. 3%)	0, /19
27		<b>1,496</b> (18.4%)	<b>4, 923</b> (60. 6%)	<b>1, 234</b> (15. 2%)	<b>22</b> (0. 3%)	<b>2</b> (0. 0%)	114	310	28	8, 129
21	計		<b>419</b> 0%)		<b>1, 258</b> (15. 5%)		(1. 4%)	(3.8%)	(0. 3%)	0, 129
28		<b>1,763</b> (20.3%)	<b>5, 183</b> (59. 7%)	<b>1, 251</b> (14. 4%)	<b>8</b> (0. 1%)	<b>5</b> (0. 1%)	137	295	38	8, 680
20	計		<b>946</b> 0%)	•	<b>1, 264</b> (14. 6%)		(1. 6%)	(3. 4%)	(0. 4%)	0, 000
29		<b>1,853</b> (20.9%)	<b>5, 234</b> (59. 2%)	<b>1, 198</b> (13. 5%)	<b>6</b> (0. 1%)	<b>3</b> (0. 0%)	128	374	51	8, 847
29	計	<b>7,</b> (	<b>087</b> 1%)		<b>1, 207</b> (13. 6%)		(1. 5%)	(4. 2%)	(0. 6%)	8, 647

( )は構成比

# ⑥傷病別利用状況

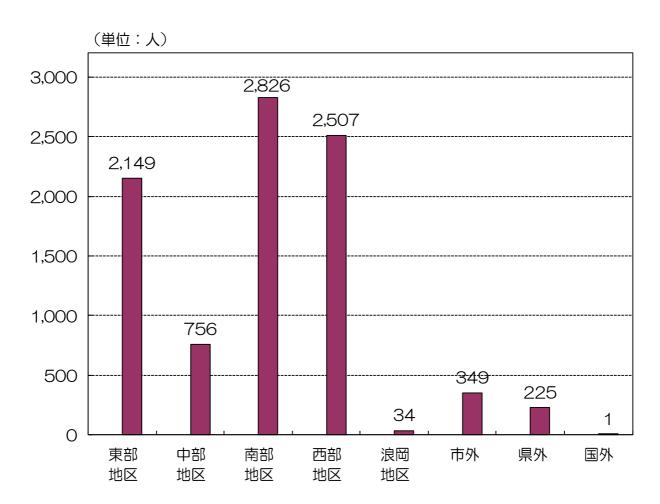
(単位:人)

															ドロ・ハノ
傷病	凾	(再掲) う 罹	消	心	脳	精	外	皮	泌	眼	耳	産	伝	そ	
\				•	及	神	科	膚		科	典	婦			
\	吸	ち	化	血	UF.	神	ıc	科	尿	IC	科	人	染		
\		イ患		管	"	経	IC	E		IC	E	科			
\	器	ン	**	循	腿	E	関	関	**	関	関	E	性	o o	=1
\	系	フ・	系	環	血	関	ਰ		系	ब		関	1 <del>±</del>	"	計
\	718	ル	"	**	管	ब्र	శ	र्व	*	ి శ	र्ज	ब्र			
\	疾	工疑	疾	系	_	る		る	疾		る	る	疾		
\		ン		疾	疾	疾	疾	疾		疾	疾	疾			
	患	ザ者	患	患	患	患	患	患	患	患	患	患	患	他	
		700		۱	_							_	_		
25	<b>4, 495</b> (53. 5%)	769 (9. 1%)	1, 756 (20. 9%)	164 (2.0%)	<b>7</b> (0. 1%)	<b>96</b> (1.1%)	<b>699</b> (8. 3%)	<b>802</b> (9.5%)	107 (1.3%)	<b>61</b> (0. 7%)	209 (2.5%)	<b>3</b> (0.0%)	<b>9</b> (0. 1%)	<b>0</b> (0.0%)	8, 408
26	<b>4, 979</b> (57, 1%)	1, 126 (12. 9%)	1, 643 (18, 8%)	<b>147</b> (1. 7%)	<b>5</b> (0.1%)	<b>81</b> (1, 0%)	<b>747</b> (8. 6%)	735 (8. 4%)	98 (1.1%)	<b>67</b> (0, 8%)	<b>202</b> (2. 3%)	(0, 0%)	15 (0.1%)	(0, 0%)	8, 719
	(07.170)	(.2.0%)	(10.0%)	(,	(0.170)	(1.0%)	(0.0%)	(0.170)	(,	(0.0%)	(2.0%)	(0.0%)	(0.170)	(0.0%)	
27	<b>4, 393</b> (54, 0%)	720 (8, 9%)	1, 538 (18, 9%)	130 (1, 6%)	<b>7</b> (0, 1%)	<b>87</b> (1, 1%)	757 (9.3%)	<b>762</b> (9. 4%)	109 (1, 3%)	75 (0, 9%)	218 (2. 7%)	<b>0</b> (0, 0%)	<b>53</b> (0, 7%)	<b>0</b> (0, 0%)	8, 129
	(34.0%)	(0.9%)	(10.9%)	(1.0%)	(0.1%)	(1.170)	(9.3%)	(9.4%)	(1.3%)	(0.9%)	(2. 7%)	(0.0%)	(0.7%)	(0.0%)	,
28	4, 777	1, 016	1, 646	147	11	44	826	735	124	54	248	1	67	0	8, 680
	(55.0%)	(11.7%)	(19.0%)	(1.7%)	(0.1%)	(0.5%)	(9.5%)	(8.5%)	(1.4%)	(0.6%)	(2.9%)	(0.0%)	(0.8%)	(0.0%)	0,000
29	5, 214	1, 301	1, 428	172	9	58	832	718	84	80	237	3	12	0	0 047
29	(58. 9%)	(14. 7%)	(16. 1%)	(1.9%)	(0.1%)	(0.7%)	(9.4%)	(8.1%)	(1.0%)	(0.9%)	(2.7%)	(0.0%)	(0.1%)	(0.0%)	8, 847

( )は構成比

# ⑦地区別利用状況

	3376217677								(単位:人)
地区年度	東部地区	中部地区	南部地区	西部地区	浪岡地区	市外	県外	国外	合計
25	1, 833	755	2, 799	2, 473	32	304	211	1	8, 408
26	1, 779	794	2, 900	2, 618	29	330	269	0	8, 719
27	1, 794	729	2, 701	2, 331	47	306	221	0	8, 129
28	1, 967	738	2, 891	2, 482	31	340	227	4	8, 680
29	2, 149	756	2, 826	2, 507	34	349	225	1	8, 847



723 1, 178 1, 132

8,847

100.0

患者数合計

# (3) 平成29年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出決算

## (歳入)

- CADALL CO.					
科		28年度決算額	29年度決算額	増 減	備考
		巴	田	巴	
使用料	急病センター 使用料	79, 130, 604	83, 931, 527	4, 800, 923	診療報酬•一部負担金
手数料	諸証明手数料	25, 350	44, 700	19, 350	診断書料、諸証明手数料
繰入金	元気都市あおもり 応援基金繰入金	251, 640	58, 494	<b>▲</b> 193, 146	急病センター運営管理事務分 (ネブライザーセット購入費用)
諸収入	各種診療給付証明 書作成手数料等	14, 466	16, 346	1, 880	ひとり親家庭等・重度心身障害者診療給 付証明書作成手数料、ピンク電話料
合	<b>ā</b> †	79, 422, 060	84, 051, 067	4, 629, 007	

### (歳出)

科	B	28年度決算額	29年度決算額	増 減	備考
〇 1 幸民酉州		円 17, 854, 659	円 18, 035, 383	円 180, 724	急病センター嘱託員報酬 運営審議会委員報酬
O4共済費		2, 315, 856	2, 378, 266	62, 410	急病センター嘱託員社会保険料等
08報償費		8, 700	8, 700	0	急病センター管理者謝礼
09費用弁償		32, 500	24, 600	<b>▲</b> 7, 900	急病センター嘱託員通勤費用
11需用費	1 消耗品費	7, 464, 471	9, 098, 772	1, 634, 301	医薬品・診療材料、事務用品等
	4食糧費	29, 778	16, 729	<b>▲</b> 13, 049	医師等用お茶代
	7一般修繕料	1, 620	33, 156	31, 536	医療器具修繕料
	8光熱水費	250, 205	282, 885	32, 680	スローブ融雪電気料、水道代、 都市ガス代
	小富士	7, 746, 074	9, 431, 542	1, 685, 468	
	1 通信運搬費	82, 964	85, 189	2, 225	郵便料、フレッツ光利用料、 インターネット接続料
12役務費	4手数料	306, 099	317, 980	11, 881	クリーニング代 職員健康診断料
121文份員	6保険料	100, 220	100, 220	0	医師賠償保険料
	小富士	489, 283	503, 389	14, 106	
13委託料		83, 781, 755	84, 104, 620	322, 865	急病センター診療業務委託、 薬剤師業務委託ほか
14使用料及び 賃借料		4, 473, 400	4, 268, 950	<b>▲</b> 204, 450	車両借上料等
18備品購入費		2, 637, 327	121, 674	2, 607, 735	ネブライザーセット、聴診器、 シュレッダー
19負担金補助及び 交付金	団体負担金	19, 900	19, 900	0	全国自治体病院協議会準会員会費
23償還金利子及び 割引料		0	12, 220	12, 220	急病センター使用料精算還付金 過年度精算分
合	計	119, 359, 454	118, 909, 244	4, 660, 958	

## ※平成29年度決算額

歳入(84,051,067円) - 歳出(118,909,244円) = ▲34,858,177円(一般財源)

# (4) 平成30年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出予算

(歳入)

科目		29年度当初額	30年度当初額	増減	備考
		円	円	円 円	PT 2
使用料	急病センター使用料	80, 002, 000			診療報酬・一部負担金
手数料	諸証明手数料	1, 000	1, 000	0	診断書料ほか
繰入金	元気都市あおもり 応援基金繰入金	70, 000	0	<b>▲</b> 70,000	
諸収入	各種診療給付 証明書作成 手数料等	14, 000	13, 000	<b>▲</b> 1,000	ひとり親家庭等診療給付証明書 作成手数料ほか
合	#	80, 087, 000	79, 191, 000	▲ 896,000	

(歳出)

科		29年度当初額	30年度当初額	増減	備考
〇1報酬		円 19, 938, 000	円 20, 488, 000	円 550, 000	運営審議会委員報酬 急病センター嘱託員報酬
O4共済費		2, 540, 000	2, 574, 000	34, 000	急病センター嘱託員社会保険料等
08報償費		18, 000	18, 000	0	急病センター管理者謝礼
09旅費		37, 000	38, 000	1, 000	急病センター嘱託員通勤費用 事務連絡用バスカード代
11需用費	1 消耗品費	6, 405, 000	6, 627, 000	222, 000	医薬品・診療材料、事務用品等
	4食糧費	28, 000	28, 000	0	医師等用お茶代
	7一般修繕料	46, 000	46, 000	0	医療器具修繕料
	8光熱水費	273, 000	265, 000	▲ 8,000	スロープ融雪電気料、水道代、 都市ガス代
	小計	6, 752, 000	6, 966, 000	214, 000	
12役務費	1 通信運搬費	90, 000	95, 000	5, 000	郵便料、フレッツ光利用料、 インターネット接続料
	4手数料	907, 000	917, 000	10, 000	クリーニング代、職員健康診断料等
	6保険料	101, 000	101, 000	0	医師賠償保険料
	小 計	1, 098, 000	1, 113, 000	15, 000	
13委託料		84, 096, 000	84, 645, 000	549, 000	急病センター診療業務委託、 薬剤師業務委託等
14使用料及び 賃借料		4, 628, 000	4, 389, 000	<b>▲</b> 239, 000	車両借上料等
18備品購入費		70, 000	0	<b>▲</b> 70,000	
19負担金補助 及び交付金		20, 000	20, 000	0	全国自治体病院協議会準会員負担金
合	計	119, 197, 000	120, 251, 000	1, 054, 000	

## ※平成30年度予算額

歳入(79,191,000円)一歳出(120,251,000円)=▲41,060,000円(一般財源)

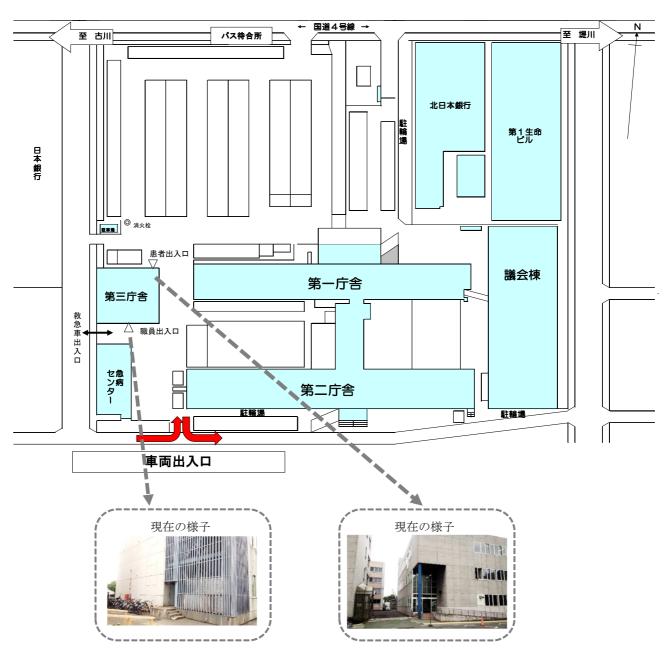
## (5) 庁舎建替えに伴う青森市急病センターの移転スケジュール等について

## 〇移転スケジュール (予定)

平成31年 6月	第3庁舎改修工事開始
平成31年10月以降	工事完了後速やかに第3庁舎へ移転し、診療開始
平成32年 1月	急病センター解体工事着手

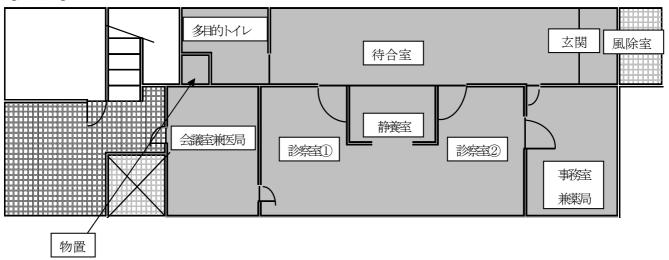
<sup>※</sup>移転に当たっては休診日は設けずに、当日の診療開始前に移転作業を終了する。

# ○第三庁舎配置イメージ



# (参考) 現急病センターの施設の現状

# 【見取図】



# 【部屋割と面積】

機能	部屋数	面積	備考
診察室	2室	48.0 ㎡ (1 室あたり 24.0 ㎡)	小児科系医師用1室と内科系医師と外科系医 師兼用の1室
静養室	1室	8.0 m²	簡易ベッドが2床
待合室	1室	35. 55 m²	3 人掛長いす 2 脚 とパイプ椅子 (定員 15 人程度)
トイレ	1室	7.67 m²	多目的トイレ(定員1名)
事務室兼薬局	1室	18. 0 m²	会計と薬剤受け渡し口の窓口を兼用
会議室兼医局	1室	19. 0 m²	職員・医師用のロッカー室兼用
物置	1室	2.0 m²	カルテ、文書保管用
玄関	1個	7. 2 m²	
計		145. 42 m²	

参考資料

青森市急病センター条例

平成17年4月1日 条例第208号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により、急病センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 急病患者に対し、応急的な診療を行うため、急病センターを設置する。

(名称及び位置)

- 第3条 急病センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
  - 名 称 青森市急病センター
  - 位置青森市中央一丁目22番25号

(受付時間)

- 第4条 青森市急病センター(以下「急病センター」という。)の受付時間は、次のとおりとする。
  - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、1月 2日、1月3日及び12月31日 正午から午後6時まで及び午後7時から午後11時まで
  - (2) 前号に掲げる日以外の日 午後7時から午後11時まで

(使用料及び手数料)

- 第5条 急病センターにおいて診療を受ける者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならない。
  - (1) 使用料 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第76条第2項 (同法第149条において準用する場合を含む。) 及び高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
  - (2) 手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
    - イ 普通診断書一通につき 2,100円
    - ロ 特別診断書一通につき 5,250円
  - (3) 前2号に定めのないもの及び前2号により難いものについては、規則で定める額 (平成18条例第38・平成20条例第24・一部改正)

(使用料等の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(運営審議会の設置)

第7条 市長の諮問に応じ、急病センターの管理運営に関する基本的事項を審議するため、青森 市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織及び定数)

- 第8条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 病院又は診療所の代表者
  - (3) 公共的団体の代表者
  - (4) 市職員
- 2 前項の委員の定数は、16人以内とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月条例第38号)抄

(施行期日)

1この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

青森市急病センター条例施行規則

平成十七年四月一日 規則第百七十二号

#### (趣旨)

第一条 この規則は、青森市急病センター条例(平成十七年青森市条例第二百八号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

#### (職員)

第二条 青森市急病センター(以下「急病センター」という。)に、職員として看護師又は准看護師 及び事務員を置き、その身分は、非常勤嘱託とする。

#### (職員の所属)

第三条 急病センターの職員は、保健部青森市保健所保健予防課に所属するものとする。 (平成二〇規則五・平成二九規則一八・一部改正)

#### (診療科目)

第四条 急病センターの診療科目は、次のとおりとする。

- 一 内科
- 二 小児科
- 三 外科

#### (使用料等の減免手続)

第五条 条例第六条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、青森市急病 センター使用料等減免申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

#### (運営審議会)

第六条 条例第七条に規定する青森市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)に会長及 び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が

審議会に諮って定める。

## 附則

### (施行期日)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二○年三月規則第五号)抄

### (施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年三月規則第一八号)抄

## (施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

青森市急病センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市急病センター条例(平成17年青森市条例第208号)及び青森市 急病センター条例施行規則(平成17年青森市規則第172号)に定めるもののほか、青森市 急病センター運営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 青森市急病センター運営審議会(以下「審議会」という。)は、青森市急病センター(以下「急病センター」という。)の管理運営について次のことを審議する。
  - (1) 急病センターの事業計画
  - (2) 急病センターにおいて生じた業務災害及び医療事故の処理
  - (3) 急病センターにおける医師に関する事項
  - (4) 急病センターにおける事務改善に関する事項
  - (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 審議会の委員は、学識経験を有するもの2人、公立病院関係者3人、私立病院関係者1人、一般社団法人青森市医師会の会員5人、一般社団法人青森市薬剤師会の会員1人、公益社団法人青森県看護協会の会員1人及び市の職員3人以内をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

(事務局)

第5条 審議会の事務を処理するため、事務局を保健部青森市保健所保健予防課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営に必要な事項は、審議会で定める。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年7月16日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成25年8月22日から実施する。

附則

(実施期日)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。